

2025年8月28日

各位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区虎ノ門二丁目3番17号
マリモ地方創生リート投資法人
代表者名 執行役員 北方 隆士
(コード番号 3470)

資産運用会社名
マリモ・アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 北方 隆士
問合せ先 財務管理部長 島田 勝博
TEL:03-6205-4755

規約の一部変更及び役員選任に関するお知らせ

マリモ地方創生リート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、本日開催の役員会において、2025年9月26日開催予定の第6回投資主総会(以下「本投資主総会」といいます。)に、下記の規約の一部変更及び投資法人の役員選任に関する議案を提出することを決議しましたのでお知らせします。

なお、規約の一部変更及び役員選任は、本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約一部変更について

本投資法人にとって、運用資産を継続的に拡大させることは、喫緊の課題であると認識しております。投資機会を高めることに加えて、本投資法人が投資の中心と位置付ける地方の高齢化率の高まりによる親和性も考慮し、ポートフォリオの安定性維持にも寄与する投資対象資産となりうるという考えのもと、ヘルスケア施設を投資対象資産に追加する変更をするものです(規約第12条第2項)。

上記の規約一部変更の詳細については、添付資料「第6回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。

2. 役員選任について

本投資主総会において改めて執行役員1名(候補者:北方 隆士)及び監督役員2名(候補者:藤間 義雄及び田中 美穂)を選任する議案を提出するものです。

また、執行役員若しくは監督役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備えて、2025年9月26日付で補欠執行役員1名(候補者:徳納 優収)及び補欠監督役員1名(候補者:海野 隆善)を選任する議案を提出するものです。

(1) 執行役員候補者

北方 隆士 (再任)

(2) 監督役員候補者

藤間 義雄 (再任)

田中 美穂 (再任)

(3) 補欠執行役員候補者

徳納 優収 (再任)

(4) 補欠監督役員候補者

海野 隆善 (新任)

上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるマリモ・アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長であり、上記補欠執行役員候補者は、マリモ・アセットマネジメント株式会社の取締役兼投資部長です。

役員選任に関する詳細につきましては、添付資料「第6回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。

3. 投資主総会等の日程

2025年8月28日 投資主総会提出議案の役員会承認
2025年9月10日 投資主総会招集通知の発送（予定）
2025年9月26日 投資主総会（予定）

添付資料

第6回投資主総会招集ご通知

以上

*本投資法人のホームページアドレス：<https://www.marimo-reit.co.jp>

(証券コード：3470)
(発信日) 2025年9月10日
(電子提供措置の開始日) 2025年9月4日

投資主各位

東京都港区虎ノ門二丁目3番17号
マリモ地方創生リート投資法人
執行役員 北方 隆 士

第6回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第6回投資主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席されない場合、書面によって議決権を行使することができます。書面によって議決権の行使をされる場合、後記の投資主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年9月25日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返信くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、本投資法人現行規約第41条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を下記の通り定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、現行規約第41条第1項括弧書き及び第3項に定める場合を除き、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されることとなりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人現行規約抜粋)

第41条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
3. 前2項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の

者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方)に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案については適用しない。

- (1) 執行役員又は監督役員を選任又は解任
 - (2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
 - (3) 解散
 - (4) 投資口の併合
 - (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除
4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイト「第6回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。また、本投資主総会の招集に際しては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主の皆様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

<https://www.marimo-reit.co.jp/ja/ir/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（マリモ地方創生リート投資法人）又は証券コード（3470）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませ。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

記

1. 日 時： 2025年9月26日（金曜日）午前10時
（なお、受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所： 東京都港区虎ノ門二丁目9番16号
日本消防会館 2階「大会議室」

前回の投資主総会と会場が異なりますのでご来場の際は末尾の「第6回投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。

3. 投資主総会の目的である事項：

決 議 事 項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：監督役員2名選任の件
- 第4号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方（1名）を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面によって議決権を行使される場合において、各議案につき賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。
 - ◎電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面を修正する場合の周知方法
電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面に修正が生じた場合は、上記インターネット上の本投資法人ウェブサイト及び東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。
 - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるマリモ・アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1. 変更の理由（第12条）

本投資法人にとって、運用資産を継続的に拡大させることは、喫緊の課題であると認識しております。投資機会を高めることに加えて、本投資法人が投資の中心と位置付ける地方の高齢化率の高まりによる親和性も考慮し、ポートフォリオの安定性維持にも寄与する投資対象資産となりうるという考えのもと、ヘルスケア施設を投資対象資産に追加する変更をします。

（変更案 第12条第2項）

2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次の通り変更しようとするものです。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 規 約	変 更 案
第12条（投資方針）	第12条（投資方針）
1. (省略)	1. (現行通り)
2. ポートフォリオにおける用途としてはレジデンス及び商業施設を主たる投資対象とし、ホテル、オフィス、物流施設及び駐車場にも投資を行う。	2. ポートフォリオにおける用途としてはレジデンス及び商業施設を主たる投資対象とし、ホテル、オフィス、 <u>物流施設、ヘルスケア施設</u> 及び駐車場にも投資を行う。
3. (省略)	3. (現行通り)
4. (省略)	4. (現行通り)
5. (省略)	5. (現行通り)

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員北方隆士は、本投資主総会の終結のときをもって任期満了となりますので、執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、執行役員の任期は、本投資法人規約第45条第1項第1文但書に基づき、本投資法人規約第34条第3項第1文に従い招集され選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される投資主総会終結の時までとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2025年8月28日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

執行役員候補者は次の通りです。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
きたがた たかし 北方 隆士 (1975年12月21日)	1998年 4月	蝶理株式会社 入社 住宅都市開発部
	2002年 4月	蝶理都市開発株式会社 出向
	2004年 8月	株式会社ファンドクリエーション 入社 不動産投資部 主任
	2005年 6月	F Cリート・アドバイザーズ株式会社 出向 不動産運用部 マネージャー
	2005年12月	株式会社ファンドクリエーション 不動産投資部 マネ ージャー
	2007年 6月	株式会社ファンドクリエーション 不動産投資部 シニア マネージャー
	2010年 6月	株式会社ファンドクリエーション アジア事業推進室 室長
	2012年 1月	有限会社ヘラクレス・プロパティ 兼任出向 取締役
	2013年 1月	株式会社ファンドクリエーション 事業開発部 シニア マネージャー
	2015年 1月	株式会社ファンドクリエーション 事業開発部兼不動産投資部 シニアマネージャー
	2015年 6月	マリモ・アセットマネジメント株式会社 代表取締役社 長
	2015年 9月	マリモ・アセットマネジメント株式会社 代表取締役社 長兼投資部長
2016年 1月	マリモ・アセットマネジメント株式会社 代表取締役社 長 (現任)	
2016年 2月	マリモ地方創生リート投資法人 執行役員 (現任)	

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるマリモ・アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長です。その他、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者は当該保険契約の被保険者に含まれており、また、本議案により執行役員に再任された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案：監督役員2名選任の件

監督役員藤間義雄及び田中美穂は、本投資主総会の終結のときをもって任期満了となりますので、監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人規約第45条第1項第1文但書に基づき、本投資法人規約第34条第3項第1文に従い招集され選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される投資主総会終結の時までとします。

監督役員候補者は次の通りです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	
1	ふじま よしお 藤間 義雄 (1948年1月8日)	1974年11月 1990年 9月 1996年 8月 2011年 6月 2012年 5月 2016年 2月 2016年 6月 2019年 6月	監査法人中央会計事務所 入所 中央新光監査法人 社員 中央監査法人 代表社員 株式会社JIEC 監査役 ネオス株式会社 監査役 マリモ地方創生リート投資法人 監督役員（現任） 株式会社JIEC 取締役・監査等委員 太平洋セメント株式会社 監査役
2	たなか みほ 田中 美穂 (1974年12月1日)	2004年10月 2007年 2月 2011年 5月 2015年 7月 2016年 2月 2016年 9月 2020年 6月 2021年 6月 2021年 6月 2024年 6月	あさひ・狛法律事務所（現西村あさひ法律事務所） TMI総合法律事務所 米国ミシガン大学ロースクール(LL. M.) 卒業 芝経営法律事務所（現芝・田中経営法律事務所） パートナー（現任） マリモ地方創生リート投資法人 監督役員（現任） 地主プライベートリート投資法人 監督役員（現任） 株式会社ソラスト 監査役 東京センチュリー株式会社 取締役（現任） パシフィックポーター株式会社 監査役 株式会社ソラスト 取締役（現任）

- ・上記監督役員候補者兩名は、いずれも、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者兩名と本投資法人との間には、いずれも、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者兩名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者兩名は当該保険契約の被保険者に含まれており、また、本議案により監督役員に再任された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、2025年9月26日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第45条第2項本文の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了するときまでとなります。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2025年8月28日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

補欠執行役員候補者は次の通りです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
とくのう まさかず 徳納 優収 (1983年10月9日)	2006年 4月	株式会社マリモ 入社
	2014年 2月	株式会社マリモ 企画開発本部 横浜支店
	2014年 8月	株式会社マリモ 企画開発本部 投資マネジメント事業部 アセットマネジメントチーム
	2015年 8月	マリモ・アセットマネジメント株式会社 出向 投資部 課長
	2017年 9月	株式会社マリモ 不動産開発本部 東京支店 課長
	2018年 3月	株式会社マリモ 不動産開発本部 アセットソリューション事業部 東日本統括長
	2019年 9月	マリモ・アセットマネジメント株式会社 出向 投資部長
	2023年 9月	マリモ・アセットマネジメント株式会社 取締役兼投資部長（現任）

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるマリモ・アセットマネジメント株式会社の取締役兼投資部長です。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・なお、上記補欠執行役員候補者については、その就任前に本投資法人役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、2025年9月26日付で補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠監督役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第45条第2項本文の定めにより、第3号議案における監督役員の任期が満了するときまでとなります。

補欠監督役員候補者は次の通りです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
うんの たかよし 海野 隆善 (1962年12月25日)	1986年 4月	監査法人中央会計事務所 入所
	1989年 3月	公認会計士登録
	2000年 8月	中央青山監査法人 社員
	2007年 8月	新日本監査法人 代表社員
	2013年 7月	新日本有限責任監査法人 戦略マーケティング事業部 副事業部長
	2015年 7月 2018年 9月	同法人 第4事業部 副事業部長 EY新日本有限責任監査法人 パートナー

- ・上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・なお、上記補欠監督役員候補者については、その就任前に本投資法人役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第41条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案及び第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

また、本投資法人現行規約第41条第3項が適用される第2号議案から第5号議案までの各議案につきましては、2025年8月28日現在、同項所定の要件を満たす少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされておられません。2025年8月28日から2週間以内に同項所定の要件を満たす少数投資主から第2号議案から第5号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されないこととなります。当該期間に同項所定の要件を満たす少数投資主から第2号議案から第5号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、その旨及び当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されない旨を本投資法人ウェブサイト (<https://www.marimo-reit.co.jp/>) に掲載いたします。

以 上

第6回投資主総会会場ご案内図

会場 東京都港区虎ノ門二丁目9番16号
日本消防会館 2階「大会議室」
連絡先 03-6263-9957



前回の投資主総会と開催場所が異なりますのでご注意ください。

交通のご案内

- 東京メトロ日比谷線 虎ノ門ヒルズ駅「A2a出口」より徒歩約3分
- 東京メトロ銀座線 虎ノ門駅「3番出口」より徒歩約5分

※会場周辺の道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

※投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。